所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年10月31日 京都地方法務局木津出張所 登記官 藤谷美由紀

- 1 手続番号 第1312-2022-0161号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項 相楽郡和東町大字杣田小字口杣田37番